

第4回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成26年5月23日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午前10時～午前10時25分
午前10時35分～午前11時30分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【傍聴議員】

議員	大井淳一朗
----	-------

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	事務局次長	清水 保
------	------	-------	------

【調査事項】

- 1 委員会のスケジュールについて
- 2 自治会等懇談会（仮称）について
- 3 その他

【会議の概要】

- 1 委員会のスケジュールについて

前回までの議論に基づき、正副委員長が本委員会の検討スケジュール（案）を作成し、提出した。その資料をもとに委員会のスケジュールについて議論した。

委員の主な意見

(1) 情報発信について

- ホームページとフェイスブックについて、なぜ1年もかけて検討しなければいけないのかわからない。誰かが担当となってつくればすぐできる。ホームページは、フェイスブックでつくったらい。具体的にはこれを広報部会に任せて、管理者を広報部会のメンバーにしたらどうか。更新は広報部会で行うことにして、具体的な作業はそこでやってもらったらどうか。
- ホームページとフェイスブックは、簡単にできる。情報発信は早くしないと意味がない。経費がかかるわけでもないなので、早くするように、今年9月までの部分に入れてもいい。
- 前回、意見として委員会中継を取り急ぎ取り扱うものとしてお願いしたが、そうになっていない。
- 情報発信の中で議会資料の配布が今年9月まで、その他は来年9月までになっている。情報発信は公開という意味からスムーズにしたほうがいいので、情報発信の全てを今年9月までにしたらどうか。
- 今年9月まであと少しで、あれもこれもとなると中途半端になってしまう。早く仕組みをつくり出して動き出したほうがいいものを早く取り組んで、実際行っているが、いろいろな問題や課題があり、その辺を協議しなければいけないものと振り分ける。情報発信は、まだ仕組みができていないので、それを早くする。

(2) 政策立案機能について

- 議員間の討議は、すでに始まっており、問題はそれをどう活発にするかということがテーマだ。現状に則して議論を進めていったらどうかということで、できるだけ1年ぐらいとしたらどうか。
- 本会議での議員間討議をこれからどうすればいいかという問題もあわせてやるのであれば、若干時間がかかる。
- 本会議場での議員の討議はできていない。委員会での自由討議もまだまだできていない。これも来年9月までとなっているが、今年9月までに近いものということにして、情報発信の中で関連して出てくる

と思うので、そこまで早く決めなくてもいいのではないか。

結論

- 情報発信の全てを今年9月までとする。
- 今年9月までの項目のうち、自治会等懇談会について先に検討し、その後、議員研修・行政評価・議場の議席、政策形成サイクル、情報発信のたたき台をつくって討議していく。

2 自治会等懇談会（仮称）について

正副委員長で自治会等懇談会実施要領のたたき台を作成し、提出した。その資料をもとに議論した。

委員の主な意見

- 実施要綱をつくって明文化するということで、次回の自治会等懇談会については27年3月から実施するという考えでいいのか。
- 承る意見と議会の課題と捉えて提案していく意見に分類していくという計画性を持ってやっていけば、来年からのスタートでいい。
- 昨年の反省も踏まえての準備期間として、来年度からするということがいい。
- 議長名で郵送というだけでなく、手渡しを含めて対応できるようにしたらどうか。
- 実際にどのように渡すかは要領に明記すべきではない。具体的に実施する中で対応していけばいい。
- 自治会等懇談会は、政策形成サイクルの中に位置づけられるという議論があった。この要領を見ると、自治会から出された要望、意見について委員会で検討し、自治会に返していくという仕組みになっている。政策形成サイクルは、議会として対執行との関係で政策形成をしながら、より深めていこうというサイクルとして必要だと思うが、この文章では、政策形成サイクルとのかかわりでこの懇談会が位置づけられているということがわかりにくい。単なる懇談会という位置づけでいいのか。

- この目的を読めば「議会が政策立案を行うために必要な情報を収集する」とあるので、それが政策形成サイクルに発展するのではないか。
- 要望、意見を委員会がどう対応するかということがすごく重要だ。議会側でどのように実現に向けてするかという議論を深めていかないといけない。
- 委員それぞれが意識を持って自治会等懇談会に当たれば、政策形成に結びつけていくことは可能である。
- 普通の団体と議会の違いは、行政にじかに提言して、「予算措置も含めて勝ち取れる」、「議会を通さないと物事は前進しない」、そこに議会があるわけだが、そういう点でまだ本市の議会もそこまで至っていないので、政策形成サイクルの中での自治会懇談会の位置づけとか役割とかが見えにくい面がある。本格的に議会として政策形成サイクルにかかわっていこうということになると、もっと大きな仕事ができる。どこかに政策形成サイクルという言葉がいるのではないか。
- 政策立案は、まだまだ本市の議会はできていないというのが実態だ。
- 議会がしっかりして、どんどん政策提案していくようにしていかないといけない。情報を集める手段として自治会等を含めた団体からのさまざまな意見を聞いた中でそれぞれの委員会、議員が議論して、議会として執行部に提案していくということを早くできるようにすればいい。この実施要項（案）が大きくずれていないのであれば、この素案で了解して、走りながら修正できる。
- 議員がいろいろな立場で発言したら議会は何かという話になる。議会がまとまって対応できるかどうか問われている。
- 自治会等懇談会は、材料集めだと思う。議論を深めて結論を出す場ではなく、いろいろ材料を集めて持ち帰り、それをどうするかは議会の中で考える。それが今まで十分できていないので、今からしていかなければいけない。そういうことから考えると、この目的は、この文言である程度いいのではないか。
- 派遣議員の決定について、「派遣する議員は内容に基づいて決定する」と書いてあるが、去年は各委員会から1名ずつだった。そのあた

りをこの要領に書いたほうがいいのではないか。

- 基本的には3つの常任委員会、一般会計はそれぞれの委員会から入っているので除外して、3つの常任委員会から3名がいい。
- 議長が決めるとなっているので、議長一任でいい。
- 実施要項は、全体的にはこれでいい。具体的な部分、どういう担当で、どういう組み合わせで赴くかということは別紙でつくったほうがいい。
- 「自治会の懇談内容に基づき」というよりも「基本的に各委員会から1名出す」としたほうがはっきりしていい。
- 自治会を対象にした議論がほとんどだったが、要領には「自治会その他の公共団体」としている。「その他の公共団体」を除外するかどうかの議論が必要である（事務局）。
- フェイスブックについて早急にということだが、フェイスブックとは何かということから理解する必要がある。また、誰が責任を持って、誰が更新して、どのようなものを載せるかということを整理しないといけないので、このあたりも議論する必要がある（事務局）。

結論

- 平成27年からの実施とする。
- 自治会等懇談会の目的は要領（案）のとおりとする。
- 派遣議員は各常任委員会から1名ずつということを明記する。
- 終了後の対応について、本来の自治会懇談会の目的は議会での政策立案などの議会活動に生かすためであるので、それを中心に置き、自治会へもその結果はきっちり報告するというような書き方にする。
- その他の公共的団体を対象とするかについて、事務局でリストを用意して次回協議する。

3 その他

次回の委員会は、6月5日（木）10時から開催することとした。

議会のあり方調査特別委員会検討項目

平成26年5月7日現在

1 議会機能について

(1) 監視機能

ア 議員研修

- 新人議員研修会（議会ルールなど）
- 議員研修会（専門家による講演など）

イ 行政評価（実施時期と評価結果の活用）

ウ 議場の議席（委員長席と副委員長席など）

(2) 政策立案機能

ア 政策立案及び提言

- 政策研究会の設置（議会提案条例の制定など）
- 議員間討議の充実
- 議会の附属機関の設置・活用
- 議会事務局の充実・強化

イ 政策形成サイクル（下記サイクルの具体化）

- | | |
|---------|---------------|
| ・ 4月～6月 | 情報収集 |
| ・ 7月・8月 | 常任委員会での協議 |
| ・ 8月・9月 | 執行部への提言 |
| ・ 9月・3月 | 決算・当初予算でのチェック |

2 情報発信・情報収集・市民参加について

(1) 情報発信

ア 傍聴者への議会資料の配布

イ 委員会中継（ユーストリームなど）

ウ 独自の市議会ホームページ

エ 市議会フェイスブック

(2) 情報収集

ア 自治会、諸団体対象政調会（意見の検証とフィードバックなど）

イ 政務活動費（増額すべき具体的な金額の設定など）

(3) 市民参加

ア 出前講座・子供議会

イ 市民モニター

3 議員報酬・議員定数について

(1) 議員報酬

(2) 議員定数

4 その他

(1) 災害時における議会の対応

議会のあり方調査特別委員会 検討スケジュール（案）

平成26年5月23日現在

検 討 項 目	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
1 議会機能について			
(1) 監視機能			
ア 議員研修			
イ 行政評価			
ウ 議場の議席			
(2) 政策立案機能			
ア 政策立案及び提言			
○ 政策研究会の設置			
○ 議員間討議の充実			
○ 議会の附属機関の設置・活用			
○ 議会事務局の充実・強化			
イ 政策形成サイクル			
2 情報発信・情報収集・市民参加			
(1) 情報発信			
ア 傍聴者への議会資料の配布			
イ 委員会中継			
ウ 独自の市議会ホームページ			
エ 市議会フェイスブック			
(2) 情報収集			
ア 自治会、諸団体対象政調会			
イ 政務活動費			
(3) 市民参加			
ア 出前講座・子供議会			
イ 市民モニター			
3 議員報酬・議員定数について			
(1) 議員報酬			
(2) 議員定数			
4 その他			
(1) 災害時における議会の対応			

山陽小野田市議会自治会等懇談会実施要領（案）

1 懇談会の目的

議会が政策立案を行うために必要な情報を収集する手段として、市内の自治会など公共的団体の要望又は意見を聞くため、自治会等懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 懇談会の対象団体

懇談会の対象は、自治会その他の公共的団体（以下「自治会等」という。）とする。

3 懇談会の所管

懇談会の所管は、広報広聴特別委員会企画広聴部会（以下「企画広聴部会」という。）とする。

4 懇談会の内容

懇談会における懇談内容は、当該自治会等が提示するものとする。

5 開催手続

(1) 開催申請

懇談会の開催を希望する自治会等は、申請書を議長あて提出するものとする。

(2) 開催場所

懇談会の開催場所は、原則として使用料の生じない自治会館又は公共施設を利用するものとし、自治会等と協議の上、決定する。

(3) 開催通知

申請書を受けた場合、できるだけ速やかに開催の可否を決定し、当該自治会等に通知するものとする。

(4) 開催案内の送付

懇談会は、原則、申請があれば適宜開催するが、政策形成サイクルの情報収集期間が4月から6月までとなっていること、また、自治会等の総会が4月から5月にかけて開催されることから、3月ごろ懇談会の申込案内の文書を議長名で自治会長あて送付する。

6 派遣議員の決定

懇談会に派遣する議員（以下「派遣議員」という。）は、自治会等から提示された懇談内容に基づき、議長が企画広聴部会の意見を聞いて決定する。

7 派遣議員の役割等

(1) 派遣議員の役割

懇談会の準備及び当日の進行等は、すべて派遣議員で行うものとし、司会、記録などの役割分担についても派遣議員が協議して決める。

(2) 事前協議

派遣議員は、懇談会開催前に懇談内容について協議しておくものとする。

(3) 資料の作成

懇談会において説明のための資料等が必要な場合は、派遣議員が作成するものとする。

8 終了後の対応

(1) 報告書の提出

懇談会終了後、派遣議員は速やかに議長あて報告書を提出するものとする。なお、当該報告書は市議会ホームページにおいて公表する。

(2) 報告書の処理

議長は、報告書の提出を受けたときは、当該報告書を企画広聴部会に回付し、企画広聴部会において、その後の対応を協議するものとする。

(3) 自治会等への回答

ア 企画広聴部会協議後の回答

企画広聴部会での協議の結果は、できるだけ速やかに当該自治会等へ回答するものとする。なお、当該回答は、議長名で行うものとする。

イ 常任委員会等での検討結果の回答

企画広聴部会での協議の結果、常任委員会等で検討することとなった内容について、当該常任委員会等で検討が終了したときは、その結果を当該自治会等へ回答するものとする。なお、当該回答は、議長名で行うものとする。